

高等学校等通学助成事業制度の紹介

高校生等通学助成事業制度を
ご活用ください！



鏡野町では、高校生等の遠距離通学に要する経費の一部を助成することにより、保護者等の財政的負担の軽減を図るとともに、青少年の人才培养及び魅力ある地域づくりの推進を図るため助成事業を行っています。

対象・鏡野町に住所を有する20歳までの者（住民基本台帳法に記載のある者）で交通手段を問わず本町内の住所地から高等学校等に通学する者及びやむを得ず本町内の住所地を離れ、高等学校等に通学する者で第3学年在学者までを対象とします。

*高等学校等とは…学校教育法第1条に規定する高等学校・高等専門学校・特別支援学校の高等部及び同法125条の2に規定する専修学校の高等課程をいいます。

助成額・自宅から高等学校等までの距離が15km以上30km未満
1ヶ月5,000円
自宅から高等学校等までの距離が30km以上

*距離については公共交通機関を利用した場合の距離

支払いは、年間助成額（12ヶ月分）を一括で支払いさせていただきます。

*中途退学等があった場合、必ずその旨を町長へ届け出て下さい。

過受給となる場合は月割計算により返還が生じる場合があります。

お問い合わせ・様式の請求

中央公民館2階・まちづくり課 電話(0868)54-2982
各振興センターまでお願いします。

*美しい町づくり事業補助金

○補助の対象となるもの

・花壇の整備

工事費（業者が施工した場合）が対象です。地区、団体で施工した場合の労務費は対象外です。なお、材料費は対象となります。

・花の苗、球根等の購入

花の苗、球根等が対象です。

・景観作物の種子の購入

景観作物の種子が対象です。種子から育苗し植栽した場合は、苗の市販相場同等以上であればそれに費やした経費は対象となります。

・景観樹木の苗木の購入

景観樹木の苗木が対象です。植栽費は、業者が植栽した場合のみ対象となります。

※各事業とも、肥料代、土代は、花・球根代等の合計の2割までが対象です。マルチや農薬代等は対象外です。

○申請締切日：平成26年4月30日（水）

※予算がなくなり次第、申請の受付を終了いたします。

○申請の際の留意点

事業計画は具体的に記入してください。收支計画は積算基礎のわかるもの（花の苗の名前、数量、単価がわかる見積書等）、事業実施場所がわかる地図等を添付してください。

○各事業の補助金の限度額は右下表のとおりです。
○この事業は、地域、または団体で行う活動が対象です。

お問い合わせ先

中央公民館2階・まちづくり課 電話(0868)54-2982

区分	補助率	限度額
花壇の整備	工事費の9割	20万円
花の苗、球根等の購入		10万円
景観作物の種子の購入		
景観樹木の苗木の購入		